

## 第 6 納 税 奨 励

- 1 ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者に対する  
報償金交付要綱

附表 間税税目報償金交付状況調（平成29年度～令和3年度）

- 2 税務行政に協力した納税者等の表彰要綱

附表 1 事務所別・年度別被表彰者数調

2 表彰の区分別被表彰者数調

# 1 ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者に対する報償金交付要綱

## <沿革>

昭和42年4月17日付42税第67号通達	平成2年5月1日付2税第57号一部改正
昭和43年6月5日付43税第76号一部改正	平成3年4月9日付3税第23号
昭和46年4月1日付46税第2号	平成4年4月10日付4税第33号
昭和47年10月9日付47税第127号	平成6年4月20日付6税第74号
昭和48年5月24日付48税第36号	平成7年4月19日付7税第68号
昭和49年11月2日付49税第160号	平成17年3月15日付16税第363号
昭和50年4月9日付50税第11号	平成17年10月25日付17税第234号
昭和53年4月12日付53税第17号	平成19年3月5日付18税第318号
昭和56年4月15日付56税第16号	平成19年12月12日付19税第256号
昭和57年4月28日付57税第59号	平成22年4月6日付22税第6号
昭和59年4月20日付59税第31号	平成29年5月29日付29税第109号
昭和60年8月2日付60税第134号	令和3年6月22日付3税第177号

## 1 目的

県税特別徴収制度の円滑なる運営を図り、納期内納入を促進し、併せて県税収入の確保を期するため、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者に対し、この要綱に定めるところにより、報償金を交付する。

## 2 交付基準

報償金は、特別徴収義務者の納期内納入額（申告納入期限（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第1項、第144条の29又は附則第59条第1項の規定により徴収猶予を受けた場合には、当該徴収猶予期限とする。以下同じ。）内に納入した税額（法第144条の29の規定により徴収猶予を受けた場合には、当該徴収猶予期限内に完納した税額）をいう。以下同じ。）を基礎とし、次の基準により交付するものとする。

### (1) ゴルフ場利用税

納期内納入額に100分の2.0の交付率を乗じて得た金額を交付する。ただし、報償金を交付する計算の基礎となる期間中において申告納入期限内に納入されなかった税額があるときは、当該交付時期に交付する報償金の交付率は100分の1.7とする（報償金を交付する計算の基礎となる期間中において、申告納入期限後に納入されたことについて、やむを得ない理由があると認められる場合を除く）。

### (2) 軽油引取税

納期内納入額に100分の2.5の交付率を乗じて得た金額（徴収猶予を受けて当該徴収猶予期限内に完納した場合には、100分の2.4を乗じて得た金額）を交付する。ただし、報償金を交付する計算の基礎となる期間中において申告納入期限内に納入されなかった税額があるときは、当該交付時期に交付する報償金の交付率は100分の2.0とする（報償金を交付する計算の基礎となる期間中において、申告納入期限後に納入されたことについて、やむを得ない理由があると認められる場合を除く）。

## 3 交付時期及び交付時期ごとの交付額

報償金の交付時期及び交付時期ごとの交付額は次によるものとし、各交付時期ごとに算定した金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

### (1) ゴルフ場利用税

毎年6月に、前年度に納入された納期内納入額を基礎とした報償金を交付する。

### (2) 軽油引取税

毎年6月及び11月に、前年度の10月から3月まで及び当該年度の4月から9月までに納入された納期内納入額を基礎とした報償金をそれぞれ交付する。

#### 4 報償金の不交付

報償金は、次のいずれかに該当する特別徴収義務者に対しては交付しないものとする。

- (1) 報償金の交付時期において、報償金の交付時期の前月の末日（当該末日が納期限であった場合において、法第20条の5第2項の規定による期限の特例を受けたときにはその日）以前に納入すべき納入額（申告されていない納入金のうち、課税されるべき行為又は事実があったものも含む。）又は付帯債権（当該報償金の交付対象税目に限る。）が未納の者
- (2) 県税（当該報償金の交付対象税目に限る。以下同じ。）の更正又は決定の処分を受けた者、県税の付帯債権の減免を受けた者等で県税事務局長が報償金の交付をすることが不相当と認めた者

#### 5 交付方法等

報償金の交付については、交付基準に従い、その対象者を充分精査し、前項の定める時期に県税事務局長が交付する。

#### 6 過誤払金等の措置

交付した報償金に過誤払金等があったときは、速やかに返納又は追加交付するものとする。

#### 7 適用期日

この要綱は、令和3年度交付分から適用する。

附 表

間税税目報償金交付状況調（平成29年度～令和3年度）

ゴルフ場利用税

（単位：人、円）

区 分	前年度末 特別徴収 義務者数	交付対象者数	交付対象税額	報 償 金 額
平成29年度	72	70	868,361,950	17,306,700
30	70	68	820,850,250	16,306,100
令和元年度	71	70	815,936,900	16,217,700
2	71	69	764,058,250	15,068,500
<b>3</b>	<b>71</b>	<b>69</b>	<b>653,324,550</b>	<b>13,013,800</b>

軽油引取税

（単位：人、円）

区 分	交付対象 特別徴収 義務者数	算定期間中の申告納入税額に係る総収入額			左のうち徴収猶予分		報 償 金 額
		交付対象税額	交付対象外税額	計	交付対象税額	交付対象外税額	
		①	②	① + ②			
平成29年度	226	17,631,629,665	15,839,954	17,647,469,619	10,621,359,186	0	430,175,300
30	223	17,861,041,723	11,986,838	17,873,028,561	10,510,711,192	0	434,894,600
令和元年度	219	17,754,864,335	8,619,039	17,763,483,374	11,929,773,727	0	432,598,600
2	219	17,444,007,896	85,058,445	17,529,066,341	10,019,151,664	76,055,075	424,063,800
<b>3</b>	<b>221</b>	<b>17,392,577,986</b>	<b>107,316,174</b>	<b>17,499,894,160</b>	<b>9,430,726,152</b>	<b>95,240,025</b>	<b>424,844,300</b>

## 2 税務行政に協力した納税者等の表彰要綱

昭和 41 年 1 月 6 日	41 税第 2 号 通 知
昭和 41 年 12 月 12 日	41 税第 182 号 一部改正
昭和 44 年 12 月 9 日	44 税第 175 号 〃
昭和 53 年 12 月 5 日	53 税第 242 号 〃
平成 2 年 7 月 27 日	2 税第 148 号 〃
平成 12 年 8 月 1 日	12 税第 194 号 〃
平成 15 年 8 月 1 日	15 税第 137 号 〃
平成 23 年 9 月 1 日	23 税第 215 号 〃
平成 26 年 9 月 5 日	26 税第 242 号 〃
平成 29 年 8 月 15 日	29 税第 218 号 〃
令和 2 年 8 月 7 日	2 税第 230 号 〃

### 1 趣旨

県税事務の遂行に当たり、表彰規則（昭和 34 年長野県規則第 6 号）第 4 条の規定に基づき、同条に定める功績のあったものを表彰し、県民の納税思想の高揚と税務行政の円滑な運営を図る。

### 2 表彰の区分

表彰は、次の区分により行うものとする。

- (1) 県税功労者
- (2) 市町村及び市町村税務職員

### 3 表彰の方法

- (1) 表彰は、感謝状を交付して行う。
- (2) 感謝状の交付は、関係県税事務所長が被表彰者に伝達する。
- (3) 被表彰者は、2 の表彰の区分により県税事務所長が内申するもののうちから知事が選考する。

### 4 選考の方法

#### (1) 一般的選考方法

- ア 表彰は、個人又は団体を対象として行う。
- イ 選考の対象となる者（市町村を除く）は、次のいずれにも該当するものとする。
- (ア) 過去において禁固以上の刑に処せられたことのないもの
  - (イ) 現に未納の県税を有しないもの
  - (ウ) 過去 3 年間にわたり県税に係る各種加算金を課されたことのないもの

#### (2) 県税功労者選考基準

##### ア 個人

次に掲げる事項の 1 以上に該当する者とする。

- (ア) 多年にわたり、納税貯蓄組合の設立及び育成指導を通じて、県税の納税に関する事務に協力する等その行為又は識見が他の模範となるもの
- (イ) 同業者組合その他団体の役職員又は使用人として、納税思想の高揚に努め、又は県税の納税に関する事務に協力する等その行為又は識見が他の模範となるもの
- (ウ) 納税者、特別徴収義務者又はこれらの使用人として、県税の賦課徴収について、地方税関係法規を遵守して積極的に協力し、多大の貢献をした者又は特別の善行があった者で、その行為又は識見が他の模範となるもの

##### イ 団体

次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 納税者又は特別徴収義務者をもって組織する税務協力団体（以下「税務協力団体」という。）として、県及びその他関係団体との連絡協調に努め、又は納税思想の普及及び啓発を

- 図り、納税秩序の確立に多大の貢献をしたもの
- (イ) 税務協力団体の構成員が相互に協力しあい、納税成績の向上に努め、又は地方税関係法規を遵守して自主納税制度の促進を図り、その活動が他の模範となるもの
- (ウ) 過去3年以上にわたり、納期内完納者率が優秀であるもの
- (3) 市町村及び市町村税務職員選考基準
- 次に掲げる事項の1以上に該当する市町村及び当該市町村税務職員として10年以上勤務した者とする。ただし、特に功労顕著な税務課長（相当職を含む。）は、10年未満であっても対象とすることができる。
- ア 個人県民税の賦課徴収を迅速かつ的確に行ったもの
- イ 内申時において個人県民税の徴収成績が管内市町村の上位にあり、その成績が当該職員等の積極的貢献によるものであると認められるもの
- ウ 県税の賦課徴収資料の提供等県税務行政の推進に積極的に協力したものの

## 5 内申及び決定

- (1) 県税事務所長は、選考基準に適合する者を別記様式の表彰調書により別に定める日までに知事に内申する。
- (2) 知事の選考は、県税事務所長の表彰調書の順位を尊重し審査のうえ10月中に決定する。

## 附表

### 1 事務所別・年度別被表彰者数調

事務所 \ 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
総合（長野）	3	3	5	4	3	3	4	3	4	3	7	7
北 信	5	4	2	2	5	1	1	2	2	3	2	4
東信（佐久）	—	—	2	1	6	2	1	4	2	3	3	3
上 田	—	2	3	7	—	2	2	1	1	2	—	2
南信（上伊那）	—	—	—	3	7	6	5	5	5	7	6	6
諏 訪	2	2	2	1	5	8	5	7	8	9	4	6
飯田（南信州）	—	2	1	1	9	5	4	2	1	6	3	4
中信（松本）	3	2	2	2	2	4	4	4	8	6	5	4
木 曾	2	—	—	—	—	—	—	1	2	1	1	1
大町（北アルプス）	2	—	1	2	4	2	1	2	2	3	4	1
本 庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	17	15	18	23	41	33	27	31	35	43	35	38

### 2 表彰の区分別被表彰者数調

区分 \ 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
県 税 功 労 者	15	13	15	18	27	23	21	24	26	32	21	29
市町村税務職員	2	2	3	5	4	5	2	3	5	9	9	6
市 町 村					10	5	4	4	4	2	5	3
計	17	15	18	23	41	33	27	31	35	43	35	38